

令和8年度 相談系サービス事業所集団指導

健康福祉局障害施策推進課
TEL：671-4133

【自立生活援助】
説明資料抜粋版

令和8年6月18日

自立生活援助

健康福祉局障害施策推進課

TEL : 671-4133

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービス

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等（※1）から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者（※2）
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており、（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者（※2）
- ④ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

※1

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就労支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

※2 自立生活援助による支援が必要な者の例

- ① 地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- ② 人間関係や環境の変化によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族死亡、入退院の繰返し等）
- ③ その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

- 区分は不要（R7.8.1～認定調査が原則不要）
- 利用者負担は、原則 1 割
- 標準利用期間は 1 年間
- 標準利用期間（1 年間）を超えての延長は、審査会の個別審査を経たうえで判断される。
 - ※延長を申請する場合、サービスの給付決定期間が終了する 2 か月前までに援護の実施機関（横浜市の場合は受給者証発行区）へ連絡が必要
 - ※審査会において必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。
- 障害者総合支援法の「地域定着支援」及び「就労定着支援」との併給は不可。

定期的にご利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行う。

基準第二百六条の十九

- ① 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。
- ② 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。
- ③ 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

サービス管理責任者は以下の流れで計画作成等を行う。

- ① 利用者との面接、アセスメント
- ② 自立生活援助計画の原案作成
→利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載
- ③ 支援計画作成のための会議の開催
→サービスの提供に当たる担当者等を招集。テレビ電話装置等の活用も可能。
- ④ 自立生活援助計画の確定、利用者又は家族への説明・同意
- ⑤ 自立生活援助計画を利用者に交付
- ⑥ 少なくとも3か月に1回以上の計画の見直し、必要に応じて変更

基準第二百六条の十一、二十

- ① 自立生活援助として提供した支援に係る必要な記録
- ② 自立生活援助計画
- ③ 利用者の不正受給による市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 記録は支援を提供した日から5年間保存してください。
- 個人情報に記載されている文書については、必ず鍵のかかる書庫に保管し、持出の制限や管理を行うなど適切に保存してください。
- また、パソコンやサーバ、USBメモリ等の記録媒体で保存する場合についても、盗難・紛失防止及びウィルス感染等による個人情報の漏えいを防ぐための措置を行うことが必要です。

人員に関する基準

管 理 者		1名 ※サービス管理責任者や地域生活支援員・他事業の職員と兼務可
従業者	サービス管理責任者	ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の①又は②に掲げる数 ① 利用者の数が60人以下 1人以上 ② 利用者の数が61人以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 イ ア以外の場合 次の①又は②に掲げる数 ① 利用者の数が30人以下：1人以上 ② 利用者の数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一事業所にて運営している場合は、相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務可
	地域生活支援員	事業所ごとに1名以上
	※サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務可	

基準第二百六条の十、二十

事業所ごとに、①～⑧の重要事項に関する運営規程を定めておくこと

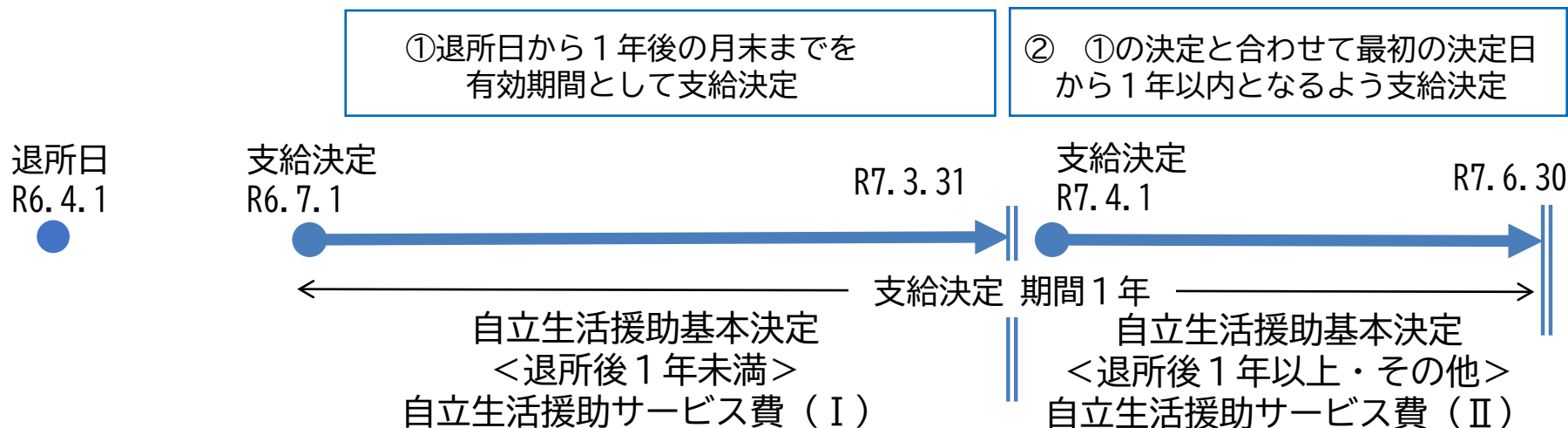
- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 支援の提供方法及び内容並びに対象障害者等から受領する費用及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧ その他運営に関する重要事項

自立生活援助の基本報酬

区分		地域生活支援員 1 人あたり利用者数		説明
		(1) 30人未満	(2) 30人以上	
自立生活援助 サービス費	(I)	1,566単位／月	1,095単位／月	下記のいずれかの者に対して、地域生活支援員がひと月に2回以上居宅を訪問した場合に算定可。 ○障害者支援施設やグループホーム、精神科病院、救護施設、更生施設、刑事施設等から退所し1年以内の者。 ○同居家族の死亡や入院、虐待等、市町村が認める事情で単身生活を始めてから1年以内の者。
	(II)	1,172単位／月	821単位／月	上記以外の者に対し、地域生活支援員がひと月に2回以上居宅を訪問した場合に算定可。
	(III)	700単位／月		地域生活支援員がひと月に利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ月に1度以上行った場合に算定可

サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)について

例)退所後、3か月してから自立生活援助を利用する場合、サービス費(Ⅰ)として9カ月、サービス費(Ⅱ)として3か月で、あわせて12ヶ月(1年間)の利用ができる。



自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）において、地域生活支援員1人あたりの利用者数を算定する際、サービス管理責任者と地域生活支援員を兼務する場合は0.5人とみなして算定する。

（例）利用者数30人の事業所において、サービス管理責任者を兼ねる地域生活支援員1人と専従の地域生活支援員1人が障害者支援施設を退所してから1年以内の者に対し、支援を行った場合。

$$\rightarrow 30人 \div (0.5 + 1) = 20$$

地域生活支援員1人あたり利用者数は30人未満であり、自立生活援助サービス費（Ⅰ）の（1）30人未満を算定する。

加算について①

区分		説明		
初回加算		500単位／月		利用開始月に算定 ※過去3か月間に利用したことがない限り算定可
同行支援加算		2回以下 500単位／月 3回 750単位／月 4回以上 1,000単位／月		利用者の外出に同行し必要な情報提供又は助言等の支援を行った場合に算定
福祉専門職配置等加算	(Ⅰ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が35%以上	450単位	常勤の地域生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格保有者の割合により算定
	(Ⅱ)	常勤の地域生活支援員のうち、資格保有者が25%以上	300単位	
	(Ⅲ)	地域生活支援員のうち、常勤職員が75%以上、又は勤続3年以上の常勤職員30%以上	180単位	

加算について②

区分		単位数	説明	
緊急時 支援加算	(Ⅰ)	711単位／日	利用者の障害の特性に 起因して生じた緊急の 事態その他の緊急に支 援が必要な事態が生じ た場合	利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜 （午後10時から午前6時までの間）に訪問または一 時的な滞在による支援を行った場合 ※地域生活支援拠点として届出をしている場合、さら に50単位／日を加算
	(Ⅱ)	94単位／日		利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜 に電話による相談援助を行った場合
日常生活支援 情報提供加算		100単位／回	精神科病院等※に通院する利用者の必要な情報をあらかじめ利用者の同 意を得て、当該精神科病院等の職員に提供した場合（利用者1人につき1 月に1回まで算定可） ※精神科病院、精神病床を有する病院または診療所、もしくは精神科または心療内 科を担当診療科として届け出ている医療機関	
集中支援加算		500単位／月	自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定する利用者に対して、月6回以上 の訪問による支援を実施した場合	

加算について③

区分	単位数	説明
ピアサポート 体制加算	100単位／ 月	ピアサポート研修を修了した者を障害者とその他職員を常勤換算で0.5人以上配置し、当該者により障害者に対する配慮等の研修を実施
居住支援連携 体制加算	35単位／月	居住支援法人又は居住支援協議会との連携により、利用者の住宅確保及び居住支援の充実を図る体制を確保し、居住支援法人等に対し、1月に1回以上利用者の住宅確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合
地域居住支援 体制強化推進加算	500単位／ 回	居住支援法人と共同して、利用者に生活上必要な説明等を行った上で、協議会や包括ケアの協議の場で、居住支援における課題を報告した場合

減算について

減算	区分		所定単位数のうち 請求率
サービス管理責任者 欠如減算	サービス管理責任者が欠如した月の翌月末までに配置基準を満たせない場合、翌々月から減算	減算の開始月から4か月目まで	70%
		5月以上連続して減算の場合	50%
自立生活支援計画 未作成減算	未作成期間が3月未満の場合		70%
	未作成期間が3月以上の場合		50%
標準利用期間超過減算	利用者ごとの利用期間の平均値が18か月を超える場合		95%

【参考】横浜市障害者自立生活アシスタント事業

- 横浜市の事業で、単身等で生活する知的障害・精神障害・高次脳機能障害者に対し、地域生活を継続できるよう、自立生活アシスタントが具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う
- 自立生活援助のモデルとなった事業、自立生活援助が優先
- 利用期間の限定はなく、グループホームや家族との同居から単身生活へ移行を希望する方も支援対象
- 障害種別によりそれぞれ実施施設あり（37か所）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA